

公共事業の事業評価

（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）

平成 2 5 年 5 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

原則として、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第2項第2号及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第2条により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農業農村整備事業を対象として実施するものである。

また、未了の事業にあつては事業採択から未了のまま10年を経過した時点、対象となる継続事業が10年を超えて継続する場合にあつては直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年の時点にある次の事業実施地区を対象とし、補助金交付の方針を定める観点から事業評価（期中の評価（再評価））を実施した。

事業名	期中の評価実施箇所数
農業競争力強化基盤整備事業	6
農地保全事業	3
合 計	9

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、各地方農政局において、平成24年4月から平成25年3月までの間に実施した。各事業の評価担当及び各地方農政局における担当窓口は、別添4に示すとおりである。

3 政策評価の観点

本評価は、必要性、効率性、有効性、公平性等の観点から、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより検証することとした。

具体的には、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化や農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況等について点検し、事業実施主体の主体性を尊重しつつ、事業実施の妥当性について、総合的に評価を行った。

これらについて整理すると、別添2に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果の把握については、「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」（平成15年2月13日付け14農振第1906号。生産局長及び農村振興局長通知）に即し、事業の進捗状況や費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等の評価結果を各分野の学識経験者で構成する事業評価技術検討会（以下「技術検討会」という。）に報告し、委員から具体的な意見を聴取した。

これらの評価結果を基に補助金交付の方針を決定した。

その結果については、別添1に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

事業地区ごとの評価に際しては、各地方農政局に学識経験者で構成する技術検討会を設け、可能な範囲で現地調査を行った上で審議し、専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

委員からは、以下のような意見が出され、予算割当ての方針の参考とした（事業地区ごとの第三者の意見は、別添 1 に示すとおりである）。

- ・工期が長期化する要因となった河川協議も了し、現在は計画変更を行っているところであり、現時点で今後変更となる要因も無いことから、早期事業完了に向け計画的な事業推進が望まれる。
- ・厳しい財政事情から事業の進捗が遅れているが、事業の進捗とともに大規模農家への農地集積や生産性の向上などの事業効果が徐々に現れている。
- ・埋蔵文化財の調査及び厳しい財政事情から事業の進捗が遅れているが、事業の進捗とともに大規模農家への農地集積や生産性の向上などの事業効果が徐々に現れている。

なお、各技術検討会の委員構成は、別添 3 に示すとおりである。

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価を行う過程において使用した資料は、各事業実施主体より収集した個別地区の資料（事業実施主体自らが行った再評価関連資料等）に基づき、各地方農政局等が地区別資料を作成しており、技術検討会の議事概要及び使用した資料は各地方農政局等で公表している。

なお、本評価結果及び地区別資料の閲覧・問い合わせ先（事業主管課等）は、別添 4 に示すとおりである。

7 政策評価の結果

対象とした 9 地区について、評価を実施したところ、全地区が現計画に即し継続することとしている。評価結果については、補助金交付の方針の決定に適切に反映させるものとする。

各事業地区ごとの評価結果は、別添 1 に示すとおりである。